

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	信州の木活用課	整理番号	1-2
許認可等の種類	林業経営改善計画の変更認定			
根拠法令条例等・条項	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第1条第2項			
許認可等の概要	県内で林業を営む者が、林業経営の規模拡大や生産方式の合理化等林業経営の改善に関する目標や、その達成に向けてとるべき措置等を記載する計画の変更認定(軽微な変更を除く。)			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第1条第2項 ・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について 第3の4 <p>【参考】 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号) 第1条 2 都道府県知事は、前項の認定の申請があつた場合において、当該変更に係る事項が法第3条第3項各号の要件を満たす場合に限り、前項の認定をするものとする。</p> <p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について(昭和54年8月23日54林野企第82号農林水産事務次官依命通知) 4 林業経営改善計画の変更及び取消し (1) 3の認定に係る林業経営改善計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、都道府県知事の認定を受けることとされた。(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号。以下「令」という。)第1条第1項)令第1条第1項の農林水産大臣の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 ア 林業経営の改善に関する目標の変更 イ 第5の1に規定する林業基盤整備資金、第6の2の(1)に規定する森林整備活性化資金又は第7の3に規定する木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業に係る事業費総額の3割以上の変更 ウ 第5の1に規定する林業経営育成資金によって取得する森林の変更(第5の4に規定する林業経営育成資金の特例を受けようとする場合に限り。) (2) 都道府県知事は、林業経営改善計画の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が法第3条第3項各号の要件を満たしているかどうかを審査するほか、3の(1)から(5)までに掲げる事項に留意して、認定するものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について 第3の3の(1)</p> <p>これにより設定されている標準処理期間:1月(条文は整理番号1-1に記載のとおり)</p>			
期間の制定根拠	—			